

ふるさと寄附金ワンストップ特例制度

市町村民税・道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書の提出について

ふるさと寄附金ワンストップ特例制度をご利用するためには、申請書、①個人番号確認書類、②本人確認書類の提出が必要となっております。

記入例を参考に、必要事項を記入の上、寄附をした年の翌年1月10日必着でかつらぎ町までご提出ください。後日、受付済書をメールまたは郵送にて当町から送付します。

提出期限：寄附した年の翌年1月10日必着

①と②の書類について

平成28年1月よりマイナンバー法の施行により、申請書等への個人番号の記載の追加、①個人番号確認と②本人確認のため、各種書類の提出が義務付けられました。下記3パターンから該当するものを選択し、申請書とともに送付してください。

	①個人番号確認の書類	②本人確認の書類
個人番号(マイナンバー)カードをお持ちの方	個人番号カードの表面のコピー	個人番号カードの裏面のコピー
個人番号(マイナンバー)カードをお持ちでない方	通知カードのコピー	いずれかのコピー※ 顔写真ありの場合は1点 顔写真なしの場合は2点
個人番号(マイナンバー)カードも通知カードもお持ちでない方	個人番号が記載された住民票のコピー	いずれかのコピー※ 顔写真ありの場合は1点 顔写真なしの場合は2点

※以下のものを提出してください。

- ・顔写真付きの本人確認書類(氏名、生年月日または住所が表示されている以下のものから1点)
運転免許証／運転経歴証明書／旅券(パスポート)／身体障害者手帳／精神障害者保健福祉手帳／療育手帳／在留カード／特別永住者証明書／官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類
- ・顔写真なしの本人確認書類(顔写真付きの本人確認書類の提出が困難な場合)
(氏名、生年月日または住所が表示されている以下のものから2点)
健康保険の被保険者証／地方税等公的支払の領収書／納税証明書／印鑑登録証明書／住民票の写し／住民記載事項証明書／母子健康手帳 など

記入例

太枠内の提出日、住所、電話番号、氏名(フリガナ)・個人番号・生年月日・性別をご記入ください。
また、既に印字されている項目(住所・氏名)について間違いはないかを確認いただき、
間違いがあった場合、二重線を引き、空白部分に正しい内容をご記入ください。
※申請後、翌年1月1日までに住所等変更が生じた場合は申告特例申請事項変更届をご提出ください。

令和△年寄附分
寄附金税額控除に係る申告特例申請書

第五十五号の五様式(附則第

令和○年○月○日 和歌山県 かつらぎ町長 殿	整理番号
フリガナ カツラギ タロウ	
氏名 かつらぎ 太郎	
個人番号	
電話番号 0736-22-0300	生年月日 明・大・○ 平・令 55・6・6

提出日をご記入してください。

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第

あなたが支出した地方寄附金税額控除に係る申に必要な事項を記載して

(注1) 上記に記載申請事項変更
(注2) 申告の特例号のいずれかをする場合にあります。その場記載した確定

寄附年月日、寄附金額をご記入ください。

既に印字されている場合は、間違いはないかご確認ください。

※寄附年月日とは(以下いずれか)

- ・納付書、銀行振替の場合、銀行(窓口・ATM)でお支払いいただいた日
- ・クレジットカード払いの場合、決済手続きを完了した日(カード利用日)

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日 令和△年 △月 △日	寄附金額 10,000 円
---------------------	------------------

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、

確定申告の提出不要者であり、住民税申告も提出不要者(寄附金税額控除は除く)である場合に限り、□に✓をしてください。

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

ワンストップ特例制度を利用して寄附をする市区町村が年間5市区町村以下であると見込まれる場合、□に✓をしてください。

(切り取らないでください。)

令和△年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書
道府県民税

住所	和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地	受付日付印
氏名	かつらぎ 太郎 殿	

受付団体名 和歌山県 かつらぎ町

①②両方に該当した場合のみ、ワンストップ特例制度をご利用いただけます。

最後に以下の点についてご確認ください

【ワンストップ特例制度の対象外となる方】

- ・確定申告をする方
(医療費控除等の各種控除申告をする、株式譲渡等の所得申告をする、等)
- ・市区町村、都道府県民税の申告をする方
- ・「ふるさと寄附金」の寄附先自治体が5団体を超える方

【注意事項】

時期をずらしての寄附のお申込みを頂いた場合、その都度申請書を送付いたします。お手数ですが、その都度のご提出をお願いいたします。

【お問い合わせ・提出先】 和歌山県かつらぎ町役場 企画公室 地方創生係

〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町 2160 番地 (午前 8:30~午後 5:15)

電話:0736-22-0300(代表) FAX:0736-22-6432 メール:furusato-info@town.katsuragi.wakayama.jp